

一般事業主行動計画策定

社員が仕事と生活を両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作る
ことによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにする為、次の
ような行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成26年3月1日から平成31年2月28日迄の5年間とする。

2. 内容

目標 平成29年2月迄に、本社事務職社員について、毎週1回の
ノー残業デーを設ける。

所定外労働時間を適切に把握し、正確なデータを収集する。

社内会議において、施策の実施及び運用について周知する。